

■ 特 集

- ◆ 中国進出日系企業の事業環境
～事業展開、「拡大」が3年ぶりに増加～
日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外調査部 中国北アジア課…………… 1

■ 経 済

- ◆ 中国経済の現状と見通し
三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室…………… 8

■ 人民元レポート

- ◆ 銀行理財の商品性・問題点と今後の動向について
三菱東京 UFJ 銀行（中国） 環球金融市場部…………… 11

■ 連 載

- ◆ 華南ビジネス最前線 第 32 回
～今後の香港を活用したビジネス展望について
三菱東京 UFJ 銀行 香港支店 業務開発室…………… 16

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：2018 年から施行される「中華人民共和国環境保護税法」について
KPMG 中国…………… 20

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「中国進出日系企業の事業環境 ～事業展開、「拡大」が3年ぶりに増加～」

◇ジェトロの在中国日系企業への最新アンケート調査では、今後1～2年の事業展開の方向性について、「拡大」が4割を超え3年ぶりに増加、一方「縮小もしくは移転・撤退」は1割を切り6年ぶりに減少。2016年の営業利益見通しについては、製造業、非製造業ともに「黒字」の割合が6割を超え15年度調査より上昇。2017年の見通しは16年より「改善する」が「悪化する」を上回った。

◇近年中国では、ハイエンド製品の製造を推進する産業構造の転換が政府方針として示され、低付加価値型、労働集約型企業にとっての事業環境は一層厳しくなることが予想されるなか、今回の調査からは、日系企業が製品の高付加価値化と中国内販の強化で事業環境の変化を乗り切ろうとしているように見える。

◇今回の調査結果に見られる、事業意欲の拡大や営業利益の改善傾向をもって日系企業の中国ビジネスマインドや事業環境が好転したというのは時期尚早ではあるが、悲観的な情報が多い中で先行きの明るさを感じさせるデータともいえ、数年後に2016年がキープポイントとなる年であったといえるかもしれない。

経 済 「中国経済の現状と見通し」

◇中国経済はL字型とはいえ、底堅い成長を維持している。2016年は過剰生産能力の削減をインフラ投資の拡大が埋め合わせ、2017年に入ってもPMIが製造業・非製造業ともに50を上回る水準を続けている。ただし、景気減速は続いており、過剰投資・過剰債務などの構造問題とも相まった人民元安と資本流出に、昨年末から政府は対策を本格化している。

◇昨年12月の中央経済工作会議では、2017年の経済政策方針として「供給側改革」の深化に基づき、過剰生産能力の解消、「ゾンビ企業」の処理等の構造調整路線の堅持や、不動産バブル抑制のスタンスを強く打ち出す一方、財政出動の一段の積極化を明示。2017年秋には5年に一度の一大イベントである共産党大会を控え、インフラ投資主体の安定成長を最優先する可能性は高い。

◇但し、中国経済を牽引してきた民間企業の投資が盛り上がりを欠いていること、過剰債務に伴う資金が金融・不動産市場へ流入する一方、実物投資に十分な資金が投入されていない恐れがあること、米国新政権の政策という不確定要因があること等、中長期的な懸念材料は残る。

人民元レポート 「銀行理財の商品性・問題点と今後の動向について」

◇近年、理財商品（金融機関を窓口として販売される資産運用商品）の市場規模の拡大が続いており、その中でも銀行が組成・販売する銀行理財は代表的な商品となっている。銀行理財の大半は銀行のバランスシートに計上されず、不透明な資金フローの増加を招いているため、当局は警戒を強めている。

◇銀行理財は、銀行にとっては新たな収益源となり、また投資家にとっては預金対比で高利回りを享受できる一方、調達・運用の期間のミスマッチや、投資家の「暗黙の元本保証」への期待といった運営上の問題点を抱えており、金融市場全体に混乱を招くリスクを孕んでいる。このため、銀行理財のリスク可視化に向けた規制の整備が進められている。

◇銀行理財は既に実体経済と密接に結びついている為、規制強化は経済全体への影響に配慮しながら進めざるを得ないと考えられる。当局は、管理監督強化を段階的に進めつつ、直接金融市場の拡大、調達手段の多様化により発展的な解決を目指していくと目される。

連載 「華南ビジネス最前線 第32回～今後の香港を活用したビジネス展望について」

- ◇広東省を中心とする華南地域はパソコンとその周辺機器、携帯電話、電子部品、家電等の電機電子製品の世界的な生産・流通拠点としての地位を築いている。
- ◇近年は、華南地域における来料加工廠（委託加工工場）の法人転換の本格化と加工貿易の高度化、中国本土と香港の経済貿易緊密化協定の締結、華南地域における人民元クロスボーダー決済取引の拡大、香港におけるオフショア人民元市場の成立と拡大等、香港を取り巻く環境に変化が見られる。
- ◇中国の規制緩和と経済発展と共に、香港に求められるものも変化する中、香港の強みはビジネスハブとしての機能であり、香港は EPA、国際的な資金調達プラットフォーム、低廉な税制、豊富な専門サービス・優秀な人材等の優位性を生かしていく必要がある。
- ◇日本企業も環境変化をチャンスと捉え、グローバル企業のアジア広域での事業展開が進展する状況下、広域事業連携体制の強化に香港の機能を活用する機会が増加している。

スペシャリストの目

税務会計 「2018年から施行される『中華人民共和国環境保護税法』について」

- ◇2016年12月25日付で、「中華人民共和国環境保護税法」（環境保護税法）を導入する方案が可決。過去30年間実施されてきた汚染物質排出費徴収制度に変わるもので、2018年1月1日より施行される。
- ◇「環境保護税法」は、従来の汚染物質排出費徴収制度の徴収目的、徴収範囲、算定方法を基本的に引き継いでいるものの、従来の制度に比べて一段と厳格化され環境保護を強化した法律。
- ◇今後、各地方政府はさらにプロセス管理を厳格にして、環境保護税の適用税額を明確にした上、税収管理を強化するが、納税義務者の税負担が増加するか、又は減少するかは各地方政府が定める適用税額及び納税義務者自身の状況に委ねられてくる。

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2017年4月21日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



中国進出日系企業の事業環境 ～事業展開、「拡大」が3年ぶりに増加～

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
課長代理 島田英樹

近年中国では、相次ぐ法制度変更、労務等のコスト上昇が指摘されるなど、在中国日系企業の事業環境は変化している。中国経済に関しては悲観論から楽観論までさまざまな見方があるが、中国で事業を行う日系企業は中国ビジネスをどう捉えているのだろうか。ジェトロは毎年、在中国日系企業にアンケート調査を実施している^(注)。

今回は最新の2016年度調査の「中国編」から、①今後の事業展開、②営業利益見通し、の2項目の調査結果概要を紹介する。

今後1～2年の事業展開の方向性については、「拡大」と答えた企業は4割を超え、3年ぶりに増加。一方、「縮小もしくは移転・撤退」は1割を切り、6年ぶりに減少した。

2016年の営業利益見通しについては、製造業、非製造業ともに「黒字」とした割合が6割を超え、15年度調査と比較し上昇。厳しい事業環境にある中でも経営努力により業績を改善させている様子がうかがえる。2017年の営業利益見通しについても、16年よりも「改善する」との見方が「悪化する」を上回った。

在中国日系企業は、これらビジネス環境の変化に対し、「中国内販売の強化」と「高付加価値品の生産機能拡大」で乗り切る構えだ。

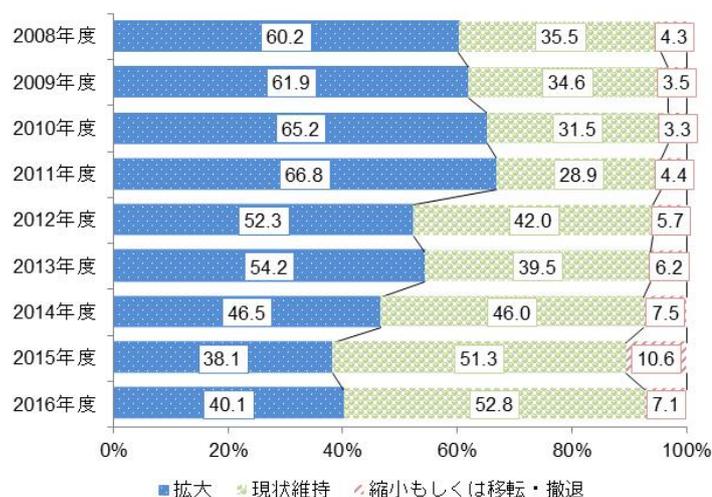
1. 今後の事業展開

今後1～2年の事業展開の方向性について、「拡大」と回答した企業の割合は40.1%と、前年より2.0ポイント上昇した。12年度調査以降、「拡大」の割合は低下基調をたどり、15年度調査では4割を切り38.1%にまで落ち込んでいたが、16年度調査では3年ぶりに増加に転じた。

一方、「縮小」(5.4%)もしくは「第三国(地域)へ移転・撤退」(1.8%)と回答した企業の割合は合計で7.1%と前年比3.5ポイント低下した。「縮小もしくは移転・撤退」の割合は「拡大」とは対照的に12年度調査以降、上昇基調にあり、15年度調査では「縮小」(8.9%)、「第三国(地域)へ移転・撤退」(1.7%)が合計で10.6%と初めて1割を超えたが、16年度調査では6年ぶりに減少した。

「拡大」と回答した企業を業種別にみると、食料品(53.6%)、化学・医薬(43.4%)、輸送機械器具(43.0%)といった業種で、地域別にみると江蘇省(52.6%)、湖北省(50.0%)、重

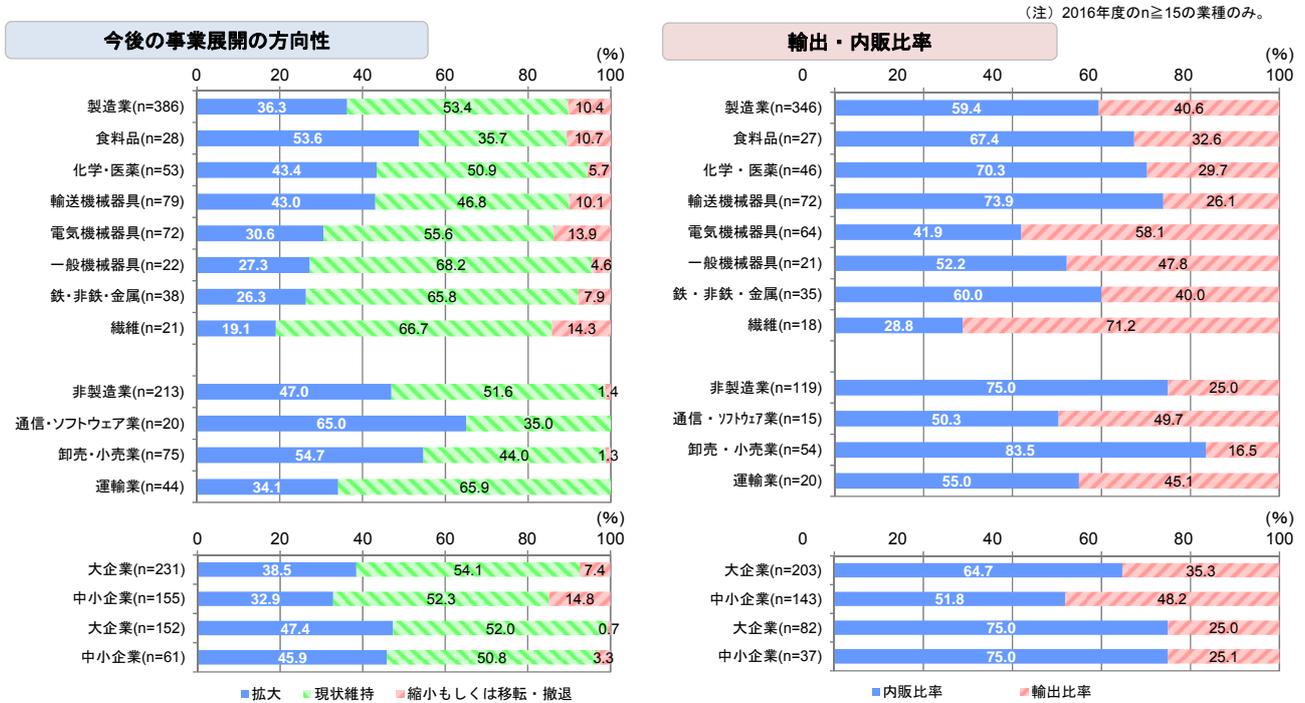
図1：今後1～2年の事業展開の方向性



(出所) ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業実態調査」
Copyright © 2017 JETRO. All rights reserved、禁無断転載

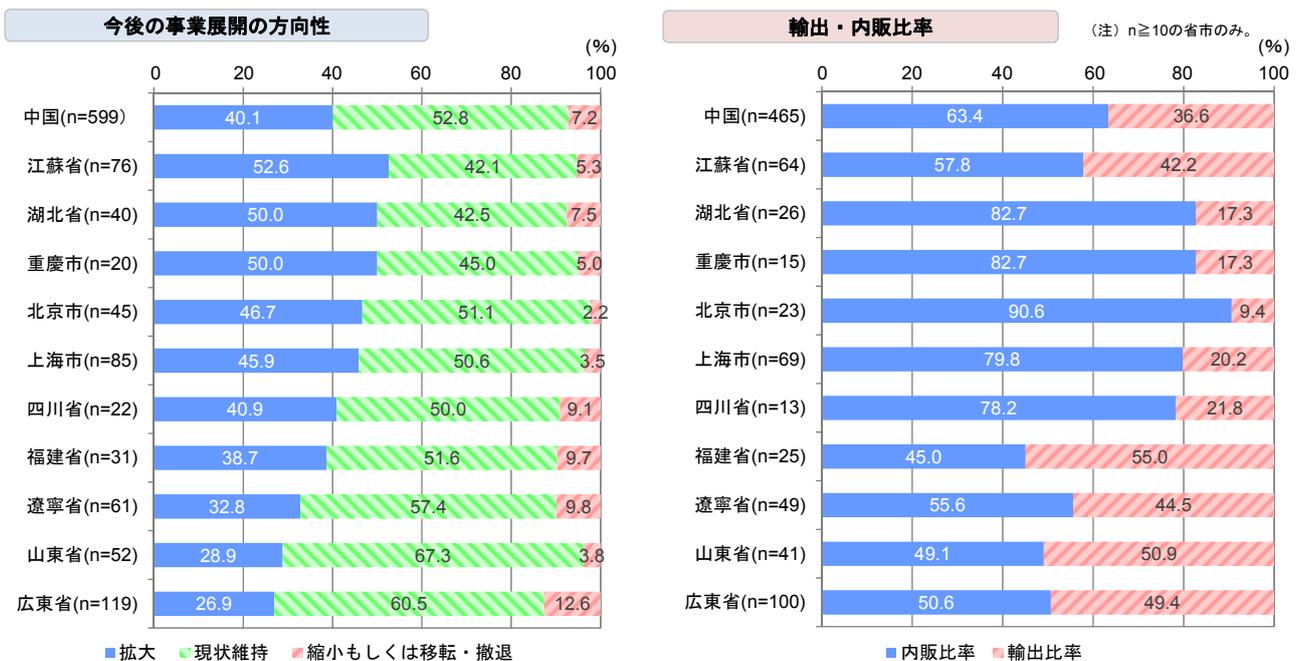
慶市 (50.0%)、北京市 (46.7%)、上海市 (45.9%) といった地域で「拡大」と答えた企業の比率が高い。この「拡大」意欲の高さにはある程度の相関関係が見られる。それは内販型産業であり、内販比率の高い地域が相対的に「拡大」意欲が高いということだ。このことから現在の中国においては内販型の企業が好調であるといえよう。

図2：今後1~2年の事業展開の方向性 (中国 業種別、輸出・内販比率)



(出所) ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業実態調査」 Copyright © 2017 JETRO. All rights reserved、禁無断転載

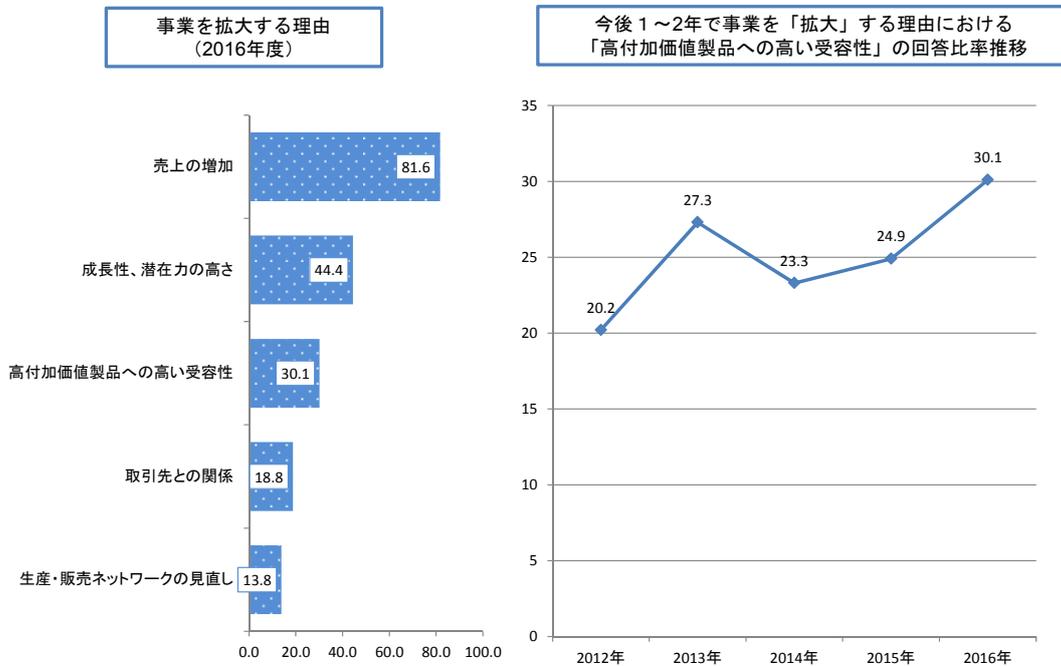
図3：今後1~2年の事業展開の方向性 (中国 省市別、輸出・内販比率)



(出所) ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業実態調査」 Copyright © 2017 JETRO. All rights reserved、禁無断転載

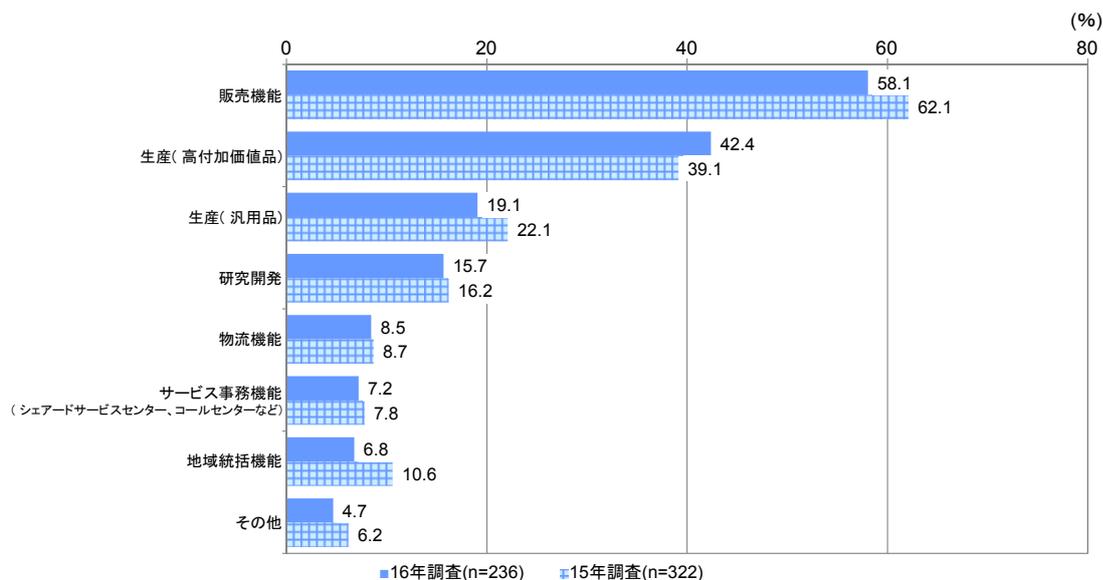
また、事業を「拡大」すると回答した企業において、その理由を尋ねたところ、最も多いのが「売上の増加」(81.6%)であり、「成長性、潜在力の高さ」(44.4%)が続いた。さらに、拡大する機能については、58.1%の企業が「販売機能」を拡大すると回答。次いで回答割合が高かった「生産機能」では、「高付加価値製品の生産機能を拡大する」が42.4%に達し増加する一方で、「汎用品の生産機能を拡大する」は19.1%と減少している。

図4：拡大する理由（中国 複数回答）



(出所) ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業実態調査」 Copyright © 2017 JETRO. All rights reserved、禁無断転載

図5：拡大する機能（中国 複数回答）



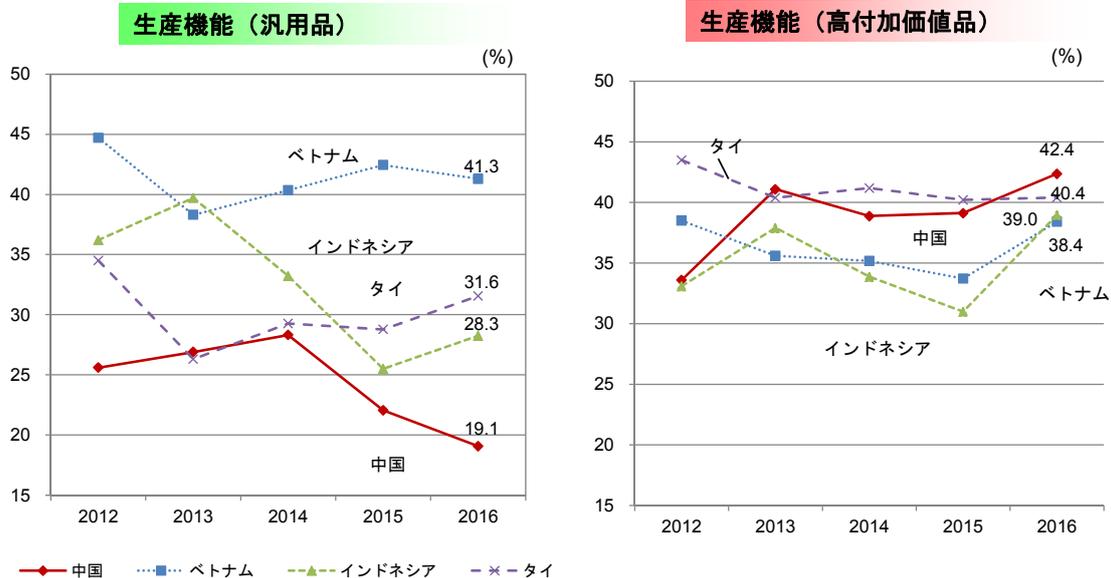
(出所) ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業実態調査」 Copyright © 2017 JETRO. All rights reserved、禁無断転載

なお、この「生産機能」については、アジア・オセアニア進出日系企業実態調査の本編でベトナム、インドネシア、タイと比較した国別推移があり、それによれば、「生産(汎用品)」の機能を拡大する、とした企業の割合は、ベトナムで4割超、タイ、インドネシアは3割前後となった。

一方、中国は2割を割り込んだ。

「生産（高付加価値品）」の機能を拡大するとした企業の割合は、総じて上昇傾向にある。特にインドネシア、ベトナム、中国では15年調査から16年調査にかけてそれぞれ8.0ポイント、4.7ポイント、3.2ポイント上昇した。

図6：生産機能の拡大



(出所) ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業実態調査」 Copyright © 2017 JETRO. All rights reserved、禁無断転載

2. 2016年、2017年の営業利益見通し

2016年の営業利益見通しについて、「黒字」と回答した企業の割合は64.4%となった。12年度調査以降黒字企業の割合は増加基調にあり、15年度調査よりも4ポイント増加した。

省市別では、福建省、北京市、上海市、山東省、遼寧省で「黒字」企業の割合が増加する一方で、広東省、江蘇省、湖北省では「黒字」企業の割合が減少している。

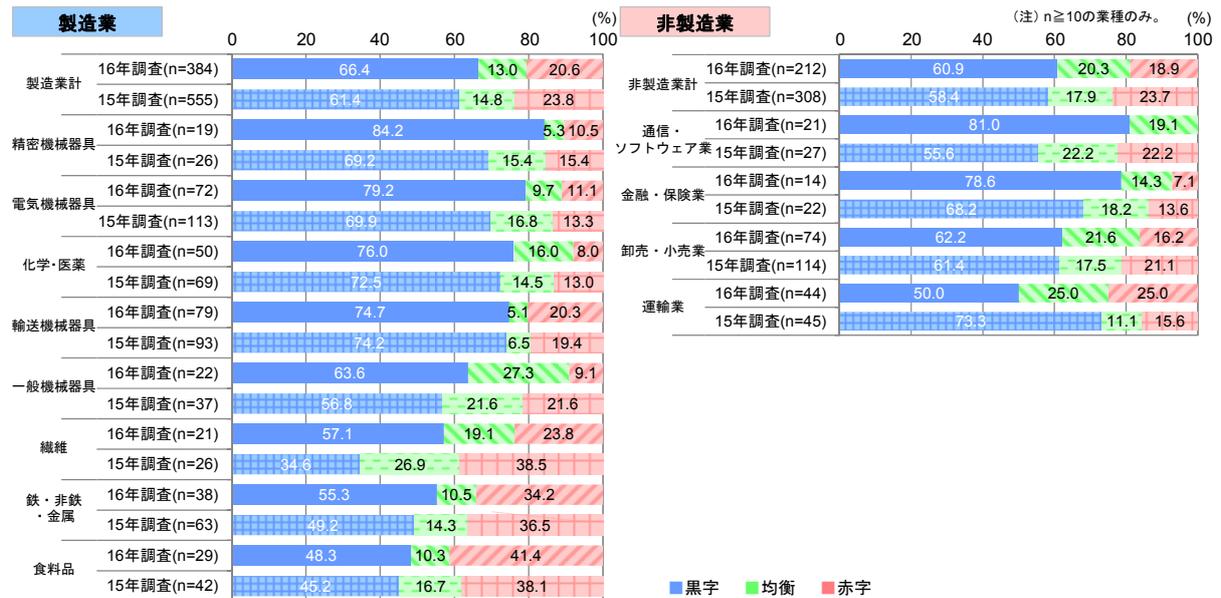
業種別では、「黒字」と回答した企業の割合は、製造業(66.4%)が非製造業(60.9%)を5.5ポイント上回った。なお、有効回答10社以上の業種で黒字企業の割合が高いのは、製造業では精密機械器具(84.2%)、非製造業では通信・ソフトウェア業(81.0%)となり、8割を超えた。他方、赤字企業の割合が比較的多いのは、製造業では食料品(48.3%)、鉄・非鉄・金属(55.3%)、繊維(57.1%)、非製造業では運輸業(50.0%)となっている。

図7：2016年の営業利益見込み (中国 省市別)



(出所) ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業実態調査」 Copyright © 2017 JETRO. All rights reserved、禁無断転載

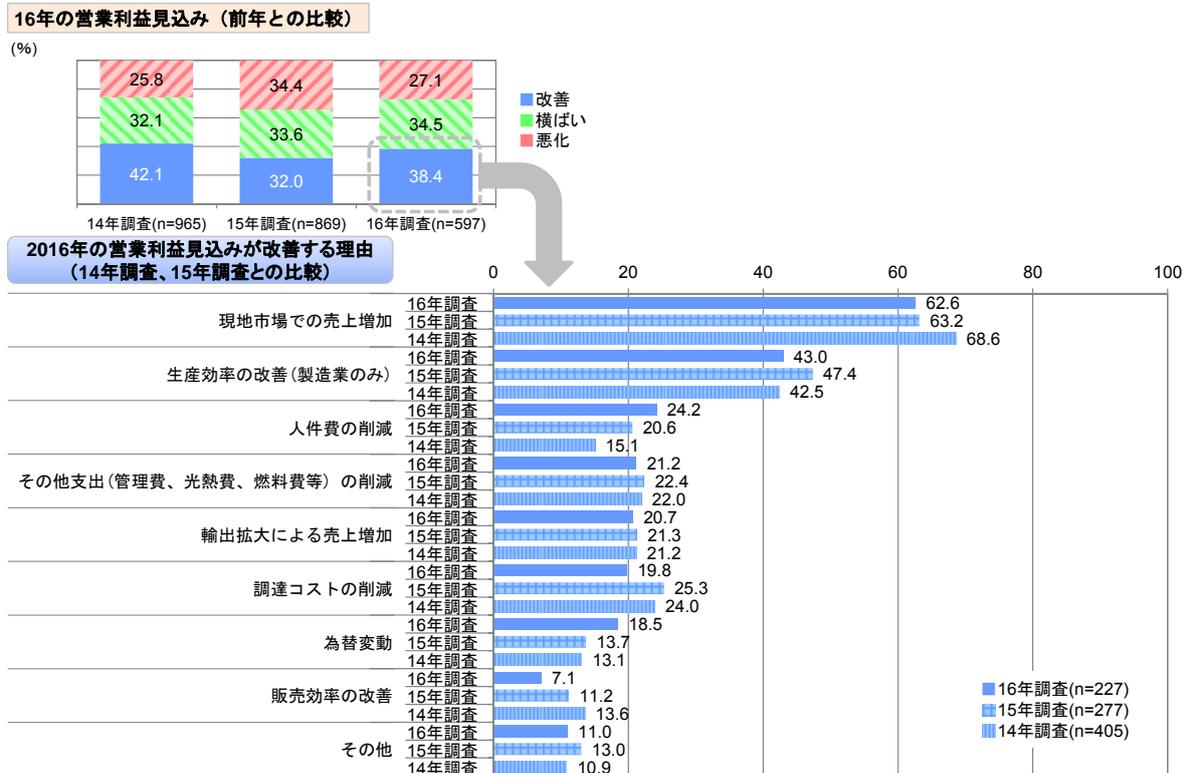
図8：2016年の営業利益見込み（中国 業種別）



(出所) ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業実態調査」 Copyright © 2017 JETRO. All rights reserved、禁無断転載

2016年の営業利益見込みが前年に比べ「改善」と回答した企業の割合は38.4%と、前年比6.4ポイント上昇した。「改善」と回答した企業にその理由を複数回答で尋ねたところ、「現地市場での売上増加」(62.6%)が最も多い。他に前年比上昇したのは「人件費の削減」(3.6ポイント上昇)、「為替変動」(4.8ポイント上昇)となった。一方、低下したのは「調達コストの削減」(5.5ポイント低下)、「生産効率の改善」(4.4ポイント低下)、「販売効率の改善」(4.1ポイント低下)などとなっている。

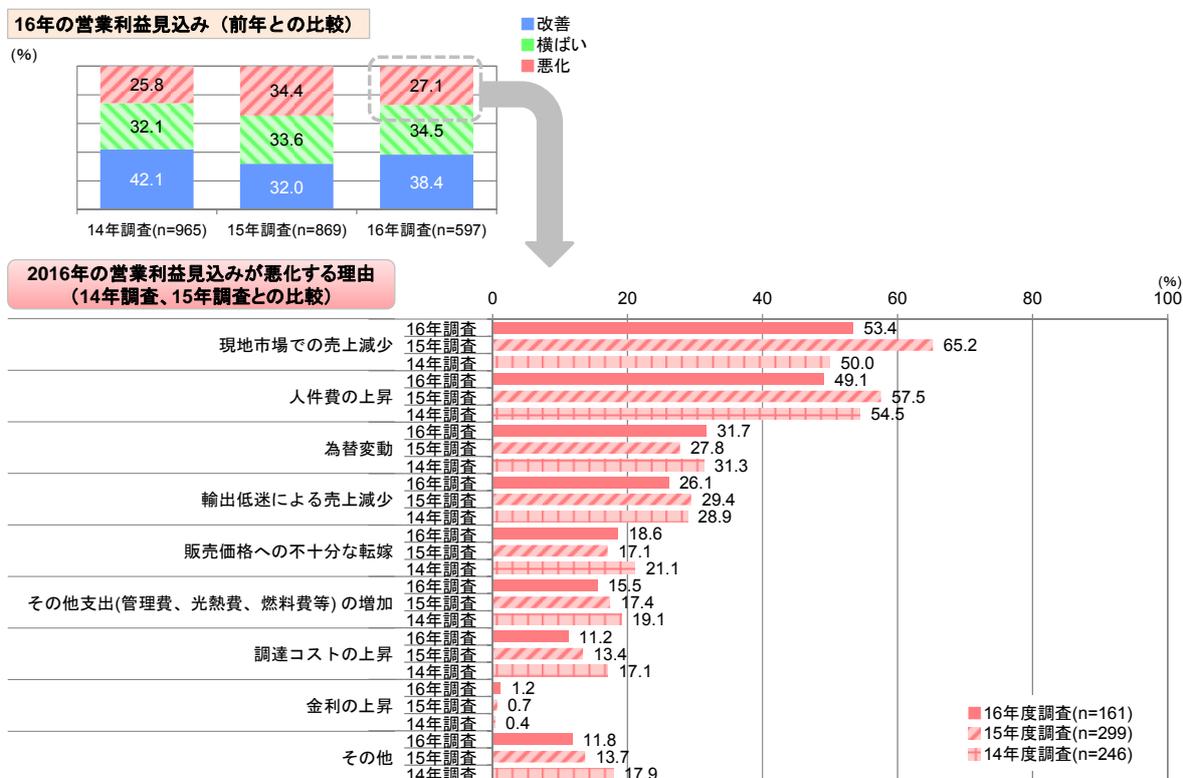
図9：2016年の営業利益見込みと改善理由



(出所) ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業実態調査」 Copyright © 2017 JETRO. All rights reserved、禁無断転載

他方、2016 年の営業利益見込みが前年に比べ「悪化」と回答した企業の割合は 27.1%と、前年比 7.3 ポイント低下した。15 年度調査と比較して、ほとんどの項目で悪化理由の割合が低下している。

図 10 : 2016 年の営業利益見込みと悪化理由

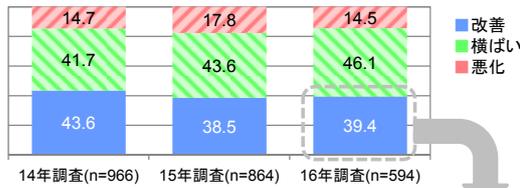


(出所) ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業実態調査」 Copyright © 2017 JETRO. All rights reserved、禁無断転載

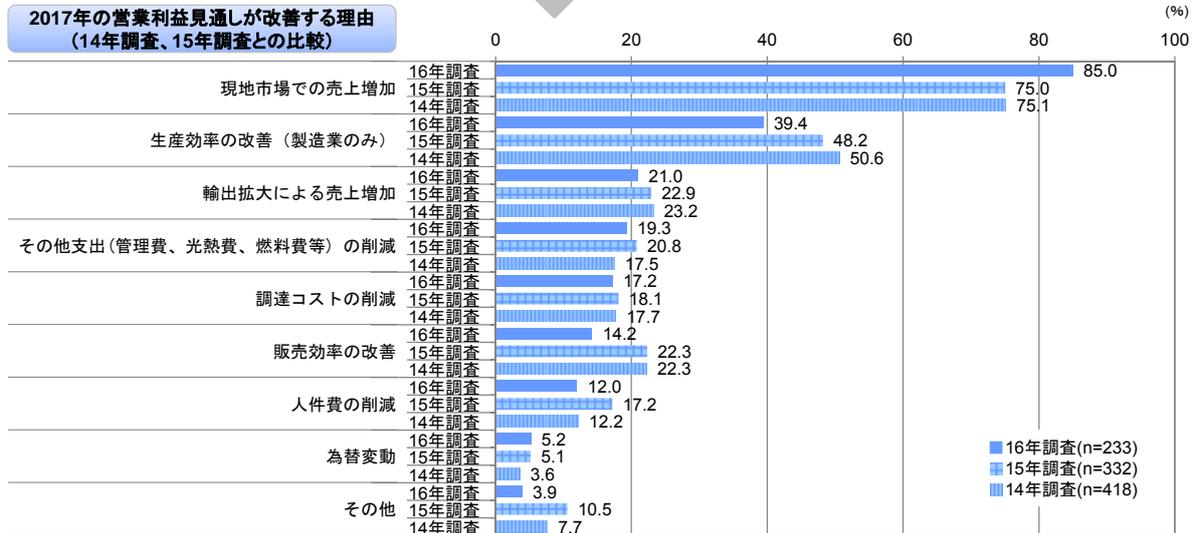
2017 年の営業利益見通しについては、「改善」が 39.4%、「横ばい」が 46.1%、「悪化」が 14.5% となり、「改善」が「悪化」を上回っている。「改善」と回答した企業にその理由を複数回答で尋ねたところ、「現地市場での売上増加」(85.0%)が最も多く、15 年調査との比較で 10.0 ポイント上昇した。中国内販売への期待が表れている。一方、「生産効率の改善」「その他支出の削減」「調達コストの削減」「販売効率の改善」「人件費の削減」とコスト削減に関する項目は軒並み低下しており、コスト削減は限界に近づきつつあるとの見方もできる。

図 11：2017年の営業利益見通しと改善理由

17年の営業利益見通し (前年との比較)



2017年の営業利益見通しが改善する理由 (14年調査、15年調査との比較)



(出所) ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業実態調査」 Copyright © 2017 JETRO. All rights reserved、禁無断転載

近年中国では、ハイエンド製品の製造を推進する産業構造の転換が政府の方針として示されており、低付加価値型、労働集約型企業にとっての事業環境は一層厳しさを増すことが予想される。今回の調査から判断する限り、その中で日系企業は製品の高付加価値化と中国内販の強化で中国における事業環境の変化を乗り切ろうとしているように見える。

また今回の調査からは、事業拡大意欲の低下に底打ちの兆しが見られるほか、営業利益も改善傾向にあることがわかった。これをもって日系企業の中国ビジネスマインドや中国ビジネスの事業環境が好転したというのは時期尚早ではあるものの、悲観的な中国情報が多い中で在中國日系企業の生の声が反映された、先行きの明るさを感じさせるデータともいえる。数年後に振り返った際、2016年がキーポイントとなる年であったといえるかもしれない。

(注)

ジェトロは2016年10月11日から11月11日(中国のみ9月1日～25日)にかけて、アジア・オセアニアに進出する日系企業 10,983社を対象に各国・地域の事業環境についてアンケート調査を実施、4,642社から回答を得た。ここでは、その内中国に進出する日系企業 1,379社(有効回答 1,258社、うち、製造業 594社、非製造業 664社)の回答を取り上げた。

なお、調査結果の詳細はジェトロウェブサイトをご参照いただきたい。

(中国編) <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/01/827829758d912bff.html>

(本編) <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2016/01/6f26fd5b57ac7b26.html>

(連絡先)

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 海外調査部 中国北アジア課
 住所：東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
 E-mail：hideki_shimada@jetro.go.jp
 TEL：03-3582-5181



中国経済の現状と見通し

三菱東京UFJ銀行
 経済調査室
 調査役 萩原 陽子

本レポートは、三菱東京UFJ銀行経済調査室作成の「アジア・豪州経済の見通し」の一部を編集・転載したものです。「アジア・豪州経済の見通し」はNIEs、ASEAN、インドについても記載しております。また、日本、米国、欧州、原油についても見通しを作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

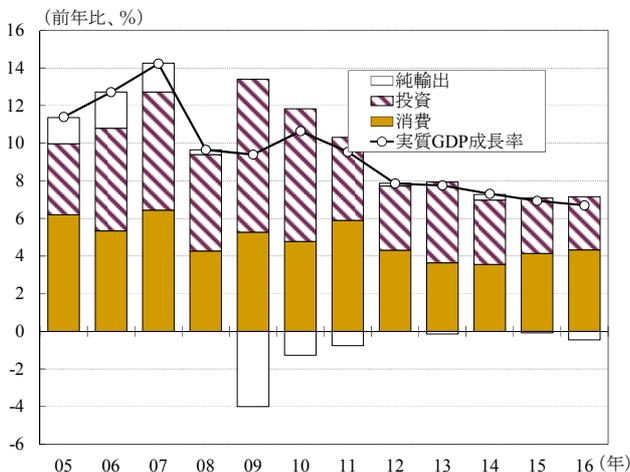
<http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2017/index.htm>

1. 現状：L字型景気継続の下、人民元安・資本流出対策が本格化

中国経済はL字型とはいえ、安定成長を継続している。2016年を通じて、過剰生産能力の削減は、習近平政権が経済政策の中核に据える「供給側改革」の最重要課題として追求され、景気に対し下押し圧力となった。しかし、これをインフラ投資の拡大によって埋め合わせ、雇用・所得環境の安定を保った結果、消費は若干ながら加速し、外需が悪化するなかでも実質GDP成長率は前年比+6.7%と前年(同+6.9%)からわずかな減速にとどまった(図表1)。2017年に入っても、1月のPMIは製造業・非製造業ともに50を上回る水準を続け、輸出も前年比+7.9%と市場予想よりも大幅に高い伸びとなるなど良好な実績を示している(図表2)。

こうして中国の実体経済はほぼ政府のシナリオ通り、底堅い成長を維持している。それでも、景気減速が続いていることは事実であり、過剰投資・過剰債務などの構造問題とも相まって人民元安と資本流出が収まらず、世界的に中国リスクと目されている。これを憂慮した政府は昨年末から関係官庁を総動員して対策に本腰を入れ、足元では資本流出ペースは鈍化、人民元も対ドルで前年末比1%程度の元高水準にある。

図表1：中国の実質GDP成長率の推移



(資料) 中国国家統計局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表2：中国の主な月次経済指標の推移

	2016年				2017年
	9月	10月	11月	12月	1月
輸出(前年比、%)	▲ 10.4	▲ 7.9	▲ 1.5	▲ 6.1	7.9
輸入(前年比、%)	▲ 1.6	▲ 1.6	5.5	3.1	16.7
固定資産投資(都市部) (年初来、前年比、%)	8.2	8.3	8.3	8.1	n.a.
小売売上高(前年比、%)	10.7	10.0	10.8	10.9	n.a.
工業生産(前年比、%)	6.1	6.1	6.2	6.0	n.a.
製造業PMI	50.4	51.2	51.7	51.4	51.3
非製造業PMI	53.7	54.0	54.7	54.5	54.6
消費者物価(前年比、%)	1.9	2.1	2.3	2.1	2.5
生産者物価(前年比、%)	0.1	1.2	3.3	5.5	6.9

(注) 1. 『製造業PMI』、『非製造業PMI』は国家統計局発表の指標。

2. 色掛け部分は、伸び率/指数が前月から低下したものを示す。

(資料) 中国国家統計局統計等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

2. 見通し：習近平政権は秋の共産党大会を念頭に安定成長を最優先

先行きを展望するにあたっては、まず、政府の政策方針を確認しておく必要がある。昨年12月に開催された中央経済工作会議（同年の回顧と翌年の経済政策方針を決定する重要会議）では2017年について「供給側改革」の深化の方針に基づき、鉄鋼・石炭を中心とした過剰生産能力の解消や非効率ながら政府保護や銀行融資で延命を続ける「ゾンビ企業」の処理といった構造調整路線が堅持された。ここからすれば、重工業を中心に投資への下押し圧力の継続は避け難い。過剰生産能力の削減は2016年には鉄鋼・石炭をモデルケースとして先行実施され、目標（鉄鋼4,500万トン、石炭2.5億トン）を上回ったとされている。鉄鋼、石炭に関しては2020年にかけて一段の削減が要求されており（鉄鋼5,000万～1億トン、石炭5.5億トン）、さらに、セメント、ガラスなど他業種も設備淘汰の対象に加わるといわれている。

また、不動産投資も政策に伴う逆風に晒されている。2015年以降の住宅購入規制緩和の結果、主要都市で価格高騰を招いたため、昨秋頃から規制強化の動きが全国的に拡大し、住宅販売の勢いが急速に失われてきている。中央経済工作会議で、不動産を投機の対象とする風潮に警鐘を鳴らし、バブル抑制のスタンスを強く打ち出したことも踏まえると、不動産投資の伸びは低下すると予想される。

こうして政策上、鉱工業向け投資、不動産投資ともに減速が見込まれるなかで、中央経済工作会議は、財政出動については一段の積極化を明示しており、インフラ投資による景気下支えを持続する政府の意志をうかがわせる。投資の拡大が確保できれば、雇用・所得環境及び消費の安定にも寄与しよう。消費には小型車減税の減税幅引き下げ（5%→2.5%）や住宅購入規制強化などの下押し圧力があるが、都市化推進やECを通じた農村部の消費の掘り起こしなど息長く消費を底支えるファクターを考え合わせると、引き続き底堅い成長が予想される。

2017年秋の共産党大会（5年に1度の最重要会議）という一大イベントからすればインフラ投資主体の安定成長維持は習政権の主要命題であり、実現の可能性も高い。ただし、中長期的な懸念材料は残る。インフラ投資の担い手はリーマン・ショック後の大型投資拡大策と同様、専ら国有企業であり、PPP（官民連携）においても参加の主体は国有企業となっている。一方で、ニューエコノミーやサービス業を中心に中国経済を牽引してきた民間企業の投資は盛り上がりを欠いている（図表3）。また、過剰生産能力と同様に削減が目標とされていた過剰債務については、GDP比でみた債務残高が一段と膨らんでおり、金融・不動産市場に資金が流入する一方、中国経済の生産性向上を促す実物投資に十分な資金が投入されていない恐れが指摘されている。

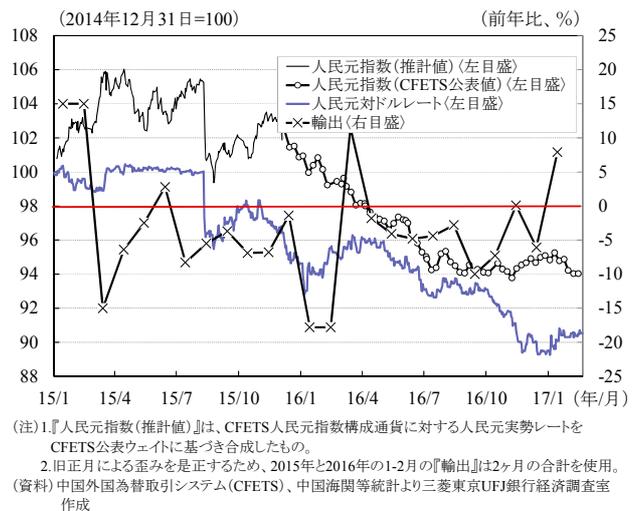
加えて、米国新政権の政策という不確定要因もある。人民元相場は2015年半ばのピークに比べ、対ドルでも、通貨バスケット指数でも約10%下落しており、過去2年連続で減少した中国の輸出は下げ止ってもおかしくない（図表4）。しかし、トランプ政権は選挙キャンペーンで為替操作国認定や45%関税といった極端な措置を主張するなど、過去の米政権と異なり高い貿易障壁を築き、中国の対米輸出にマイナスのインパクトを与えるリスクがある。他方、米政権が厳しい市場開放を要求してくる可能性についても注視を要する。

図表3：企業別にみた中国の固定資産投資



(資料) 中国国家統計局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表4：輸出と人民元相場の推移



図表5：アジア・豪州経済見通し総括表

	名目GDP(2015年)		実質GDP成長率(前年比、%)			消費者物価上昇率(前年比、%)			経常収支(億ドル)		
	兆ドル	シェア、%	2015年実績	2016年見通し	2017年見通し	2015年実績	2016年見通し	2017年見通し	2015年実績	2016年見通し	2017年見通し
中国	11.06	62.5	6.9	6.7	6.4	1.4	2.0	2.2	3,306	2,104	2,010
インド(年度ベース)	2.09	11.8	7.9	6.8	7.6	4.9	4.9	5.3	▲221	▲199	▲299
NIEs	2.50	14.2	2.1	2.3	2.2	0.6	1.1	1.8	2,450	2,413	2,474
韓国	1.38	7.8	2.6	2.7	2.4	0.7	1.0	2.0	1,059	987	1,030
台湾	0.52	3.0	0.7	1.5	1.8	▲0.3	1.4	1.4	752	709	740
香港	0.31	1.8	2.4	1.9	1.9	3.0	2.4	2.2	101	152	127
シンガポール	0.29	1.7	1.9	2.0	2.1	▲0.5	▲0.5	0.6	538	565	576
ASEAN5	2.03	11.5	4.8	4.9	4.9	3.1	2.3	3.3	321	414	212
インドネシア	0.86	4.9	4.9	5.0	5.1	6.4	3.5	4.2	▲175	▲163	▲224
マレーシア	0.30	1.7	5.0	4.2	4.4	2.1	2.1	2.4	89	61	77
タイ	0.40	2.2	2.9	3.2	3.3	▲0.9	0.2	1.6	321	464	306
フィリピン	0.29	1.7	5.9	6.8	6.1	1.4	1.8	3.0	77	33	38
ベトナム	0.19	1.1	6.7	6.2	6.2	0.6	2.7	4.3	9	19	15
オーストラリア	1.22	-	2.4	2.5	2.7	1.5	1.3	1.9	▲582	▲531	▲478

(注) インドは年度(4月~3月)ベース。

(資料) 各国統計等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(執筆者連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報) : http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/rsrch/index.htm



銀行理財の商品性・問題点と今後の動向について

三菱東京UFJ銀行 (中国)

環球金融市場部

皆川 温

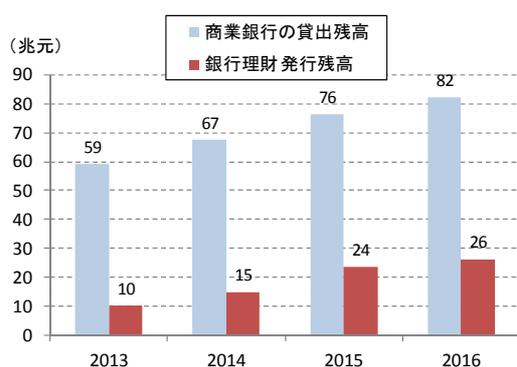
1 はじめに

中国において、理財商品の市場規模が拡大を続けている。理財商品とは、銀行・証券会社・信託会社等の金融機関を窓口の販売される資産運用商品の総称で、銀行貸出以外の信用仲介チャネルとして存在感を高めている(所謂「シャドバンキング」)。とりわけ銀行が組成・販売する銀行理財は理財商品全体の約40%を占め、代表的な商品となっている。

2016年6月末時点の商業銀行の貸出残高82兆元(銀行理財を含まない)に対し、銀行理財残高は26兆元と、その規模は貸出残高対比30%強に上る(図表1)。銀行理財の大半は銀行のバランスシート上に計上されず(後述)、不透明な資金フローの増加を招いており、金融当局は警戒を強めている。

本稿においては、銀行理財の商品性から見た問題点を整理し、今後の動向について考察したい。

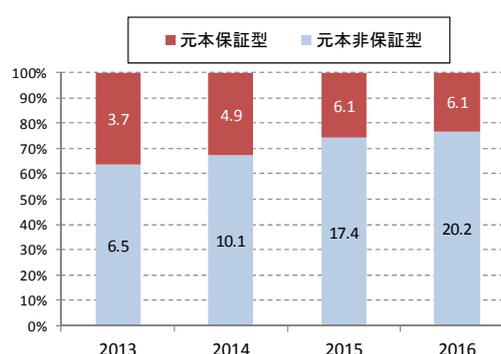
【図表1】銀行貸出および銀行理財の残高推移



(注) 2013~2015年は年末残高、2016年は6月末残高

(出所: 銀行業監督管理委員会)

【図表2】元本非保証型、元本保証型の割合



(注) 2013~2015年は年末残高、2016年は6月末残高

(出所: 銀行業監督管理委員会)

2 銀行理財

(1) 銀行理財の概要

銀行理財とは、銀行が債券・預金等の金融商品から成るポートフォリオをパッケージ化して顧客へ販売する運用商品である。銀行理財には元本保証型と元本非保証型があり、元本非保証型が銀行理財全体の約75%を占める(図表2)。元本非保証型は銀行が最終的な償還義務を負わないため、銀行のバランスシート上に計上されずオフバランス扱いとなる。なお、投資家の約50%を個人が占める(図表3)。

発行主体としてシェアの太宗を占めるのは「5 大行」と呼ばれる国有商業銀行および株式制商業銀行¹である。株式制商業銀行は国有商業銀行に比べ、総資産額の割に、取り扱う理財残高の比率が高い(図表4)。

¹ 非国有、全国展開型の銀行群。政府資本を基盤にする銀行も含まれるが、ガバナンス面で政府の直接的な関与は薄いとされる。銀行業の規制緩和に伴い、1980年代後半以降に参入。

【図表3】銀行理財の特徴

発行残高	26兆元（商業銀行の貸出総額の約30%に相当）
主な投資家	個人投資家：約50%、機関投資家：約30%、その他（金融機関等）：約20%
構成資産	債券、現預金、短期金融市場商品など低リスク資産が約60%
平均利回り	年率3.0～4.0%程度
償還期限	1年以内が90%超
元本保証の有無	非保証型（オフバランス）が70%超、保証型（オンバランス）が30%

(2016年6月末時点)

【図表4】発行主体（単位：兆元）

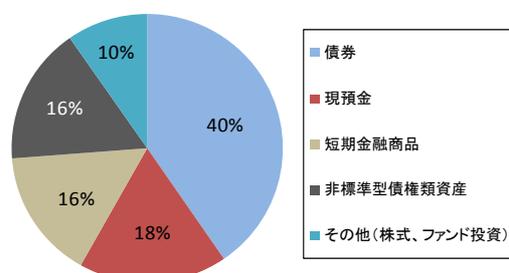
分類	総資産額	理財残高	対総資産比率
国有大型商業銀行（通称「5大行」）	78.5	9.0	11.5%
株式制商業銀行	39.9	10.9	27.3%
都市商業銀行	25.2	3.7	14.8%
農村金融機関	28.3	1.4	5.1%
その他（政策性銀行、外資系銀行等）	40.4	1.2	3.0%

(2016年6月末時点)

(2) 構成資産

銀行理財の構成資産（投資対象）をみると、国債・現預金²・短期金融市場商品等の高流動性資産が全体の約60%を占める（図表5）。一方で、当局が特に注視しているのは、こうした高流動性資産以外の資産である。

【図表5】銀行理財の裏付資産（2016年6月末）



(出所：銀行業監督管理委員会)

「非標準化債権類資産」（以下、「非標準債権」）は、市場取引がない債権を多く含む資産区分で、具体的には、地方政府の融資平台³や地方の不動産デベロッパーが発行する債券等が含まれる。銀行はこうした商品を証券会社や信託会社を通じて購入し、理財に組入れることで実質的な資金供給を行っている。非標準債権という概念は、こうしたオフバランスの資金フローを特定するために当局が2013年に新たに定義したものである。当局による規制整備（「3 銀行理財の規制動向について」にて後述）に加え、直接調達市場である地方債市場の拡大に伴い融資平台を通じた地方政府の間接調達が減少したことで、非標準債権の組入れは近年減少傾向にあるも、未だ全体の16%を占める。

² 自行の現預金を理財商品に組み入れるもので、元本保証型、オンバランス扱いとなる。

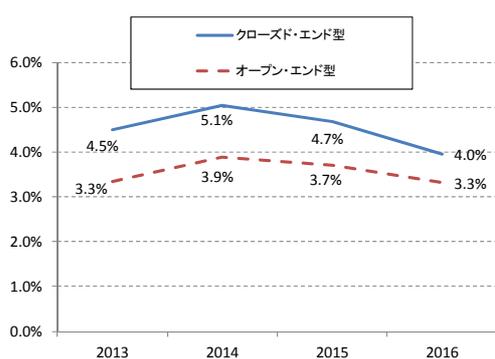
³ 地方政府が設立した、政府投資プロジェクトの資金調達を行う独立法人。2015年以降の地方債市場の拡大に伴い、融資平台を用いた資金調達は縮小傾向にあるとされる。

「その他」を構成するのはファンド受益権・株式・為替・コモディティ関連商品等である。足元、銀行理財資金のファンドへの委託運用が活発化しており、構成資産の不透明性を高めていることに加え、委託運用資産を用いたファンドによるレバレッジ取引がシャドーバンキングの規模拡大を助長していることが、当局から問題視されている。

(3) 銀行理財の利回り

銀行理財の利回りは、2016年6月末時点で3~4%程度（図表6）と、預金金利（図表7）対比で+1.5~2.0%程度の格差があり、家計や企業からの資金流入増加に繋がっている。

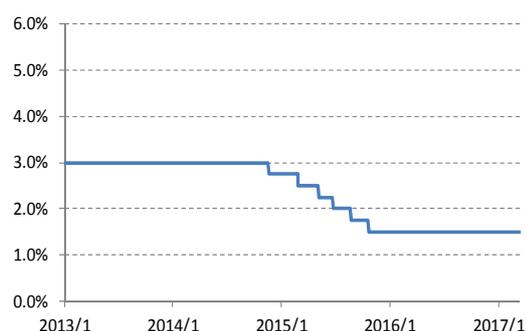
【図表6】銀行理財の募集時利回り（年率換算）



(注) 利回りは年間加重平均、2016年は上半期の集計値

(出所：銀行業監督管理委員会)

【図表7】預金基準金利（1年）



(出所：中国人民銀行)

(4) 銀行理財が拡大した背景

銀行理財は、2000年代前半以降の金融規制緩和を受けて2004年に販売開始されて以来、運用対象を多様化させながら、徐々に中国社会において一般的な運用商品として浸透するに至った。

銀行理財が拡大する起点になったのは、リーマン・ショック後の大規模な財政支出・金融緩和が一段落した2010年頃である。当時、大規模な金融緩和に伴う不動産市場の過熱や地方政府の債務急増が懸念され始める中、当局は金融緩和姿勢から一転、基準金利や預金準備率の引き上げにより銀行貸出の抑制を開始した。

また、バーゼル規制により自己資本への制約も強まる中、銀行貸出は相対的に信用リスクが低い国有企業や高格付の大企業に偏り、融資プラットフォーム、不動産デベロッパー、地方政府下の鉱工業等、資金需要旺盛なセクターへの貸出が表面的には縮小することとなったが、実際には銀行はそうしたセクターの発行する債券を構成資産とする理財を通じて資金供給を継続することで、資金需要に応じてきたのである。

結果として銀行理財は、組成・販売者たる銀行にとっては貸出収益の減少を補う新たな収益源となる一方、投資家にとっては株式市場の低迷が続く中で預金対比高利回りを享受出来ることから、個人投資家を中心に急速に販売規模を拡大することとなった。

(5) 銀行理財の運用上の問題点

銀行理財は、全体の約40%が中途解約可能なオープン・エンド型であり、中途解約不可能なクローズド・エンド型についても、償還期限は1年未満が大宗を占めている（図表8）。一方、運用資産は不動産・インフラ建設プロジェクトなどの中・長期投資を中心に行われている⁴ことから期間の

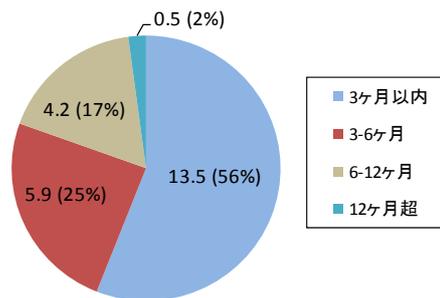
⁴ CBRCの調査によれば、銀行理財の投資先の約45%が不動産・インフラ関連投資である。

ミスマッチが生じており、投資資金のロール・オーバーを前提とした運用形態となっている。

また、銀行理財の大半を元本非保証型が占めるにも拘らず、銀行理財には元本割れ事例がなく、また投資家に対し元本割れリスクについて必ずしも明示的な説明が為される慣行が定着してないことから、投資家は「暗黙の元本保証」が所与だと見做しているケースが多く、投資家の認識と実態との乖離が生じている。

こうした銀行理財が抱える問題は、ひとたび一部で元本割れ償還が行われると、投資資金の連鎖的な引き揚げを誘発する可能性を孕んでおり、金融市場全体に混乱が伝播する事態に繋がりがかねない。

【図表 8】銀行理財の償還期限



(出所：銀行業監督管理委員会)

3 銀行理財の規制動向について

(1) 銀行業監督管理委員会「8号通知」および「35号通知」

中国における主たる銀行監督機関である銀行業監督管理委員会（以下、「CBRC」）は近年、銀行理財の透明性向上に向けた規制の整備を漸進的に進め、理財市場の健全化を図ってきた。その代表例としては、2013年に発布された通称「8号通知」⁵、2014年に発布された通称「35号通知」⁶が挙げられる。

「8号通知」は、銀行理財への非標準債権組入比率に上限（発行残高の35%）を設け、非標準債権を通じた実質的融資の牽制を目的としており、昨今の組入比率減少の一因となっている。また「35号通知」は、理財勘定とそれ以外の銀行勘定の資金融通を禁じ、理財業務を単独の利潤主体として独立させ、独立した会計と運営規範の整備を求めている。こうしたCBRCによる一連の規制整備は、銀行理財のリスク管理強化や、商品の透明性を高めることに貢献している。

(2) マクロ・プルーデンス評価体系

また最近では、銀行資産の健全性を測ることを目的に2016年に導入されたマクロ・プルーデンス評価体系（自己資本比率やレバレッジにより銀行をランク付けする制度。以下、「MPA」）のモニタリング対象資産として、新たにオフバランスの銀行理財を追加することが決定された。これは、潜在的な資金流動性リスクを可視化する目的の他、監督対象とすることで運用主体である銀行のリスク管理向上を促すことが狙いだと思われる。

⁵ CBRC「商業銀行の理財業務運用についての規範の通達」

⁶ CBRC「銀行理財業務の組織内管理体系の改善についての通達」

4 銀行理財の今後の動向について

今年は5年ぶりの中国共産党大会（開催は秋を予定）を控えており、二期目の習近平政権誕生とともに、経済構造の転換を着実に進める方針が改めて打ち出されると予想されるが、足元では不動産市場の過熱、供給サイドの過剰生産能力といった問題への取り組みを最優先課題としている政府の意向に反し、実際には銀行理財の一部が間接的に不動産や地方政府管轄下の鉱工業等への資金流入に繋がっている。銀行理財がマクロ政策の効果や金融監督機能の低下を招いていることから、今後も当局は透明性向上やリスク可視化、投資家保護へ向けた規制強化を継続する公算が高い。

然しながら、銀行理財は商業銀行の収益源として、投資家の運用対象として、或いは一部業界の貴重な資金調達手段として、既に実体経済と密接に結びついている。規制強化は経済全体への影響に配慮しながら進めざるを得ないと考える。

したがって、現実的には、管理監督強化を段階的に進めながら、他方では金融改革や証券業・債券市場の育成を通じた直接金融市場の拡大、調達手段の多様化により発展的な解決を目指す方向性と目される。銀行理財業務にとっては、逆風が強まりそうだ。

以上

(連絡先)

三菱東京UFJ銀行（中国）環球金融市場部

E-mail: atsushi_minagawa@cn.mufg.jp TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線)2976



華南ビジネス最前線 第 32 回 ～今後の香港を活用したビジネス展望について

三菱東京 UFJ 銀行
香港支店
業務開発室

「華南ビジネス最前線」では、お客様からのご質問・ご相談が多い事項について、理論と実務の両面を踏まえながら、できるだけ分かりやすく解説します。第 32 回目となる今回は、これまでの華南ビジネスを振り返り、今後の香港を活用したビジネスの展望について取り上げます。

1. 華南ビジネスにおける主要な出来事

改革開放以来、広東省を中心とする華南地域は外国直接投資の対象として注目されてきました。現在では、パソコン及びその周辺機器、携帯電話、電子部品、家電等の電機電子製品において世界的な生産及び流通拠点としての地位を築いています。この 8 年間で華南ビジネスにおける大きな出来事として、以下の 4 点を振り返りたいと思います。

(1) 来料加工廠の独資化と加工貿易の高度化

華南地域は 1980 年代から委託加工（来料加工）方式による労働集約的・低付加価値製品の輸出生産拠点として、多くの外資系企業を引き付けてきました。しかし、経済発展が進むとともに中国政府が産業の高度化に軸足を移したことや、華南独特の操業形態が中国の法制度に適していないと判断されたことから、2009 年からの加工貿易への規制強化の一環で来料加工廠（工場）の法人転換が本格化していきました。

2009 年半ばに税関総署より「来料加工廠の法人転換に関する設備輸入税収に関する問題の通知（財関税【2009】48 号）」と税関総署公告第 62 号が公表され、税関監督管理期間内（輸入から 5 年以内）の無償貸与設備を 2011 年 6 月 30 日（その後、2015 年 12 月末まで延長）までに現物出資して法人を設立する場合、関税・増値税の補充納付が不要となることが明確化されました。

独資転換目標がほぼ達成した現在、深圳市は新規の来料加工廠を認可せず、既存の加工廠も営業期限満了で終了する方針を固めました。東莞市では、深圳と同じく新規の来料加工許可は原則発給しない方針となっていますが、既存加工廠については 1 年単位で営業許可の延長を認めるなど、深圳と比較し寛容な態度を取っています。

一方、東莞市は 2010 年全国加工貿易の改革パイロット都市に指定され、加工貿易の高度化に向けた取組みを行っています。同市は 2014 年と 2016 年にそれぞれ加工貿易発展促進のための支援措置を発表し、技術革新と自主ブランドの構築により加工貿易の付加価値向上を促進しています。現在、東莞市はスマートフォン産業の集積地となりつつあり、携帯電話産業への構造転換が同市加工貿易産業の高度化を実現するモデルとみなされています。

(2) 中国本土と香港の経済貿易緊密化協定 (以下、CEPA)

CEPA とは香港と中国本土間の初めての自由貿易協定 (以下、FTA) であり、この協定は香港が中国本土と経済的に連動し、WTO 加盟時の公約に基づく中国本土市場の開放と自由化の恩恵を香港の中小企業が享受できるようにするための協定です。2004 年 1 月の施行により、香港製品の 90% はゼロ関税で中国本土に輸出できるようになりました。

その後、この協定は 2013 年まで 10 回にわたり補充協定が締結されたほか、2014 年 12 月に締結された「香港と広東省の間でのサービス貿易の自由化に関する協定 (広東協定)」を皮切りに、サービス貿易の自由化は全国に拡大。現在では WTO が定めた 160 のサービス貿易分野の 95.6%にあたる 153 分野について、全面的あるいは部分的に自由化されています¹。

(3) 人民元クロスボーダー取引の拡大

2009 年 7 月、中国の 5 つのパイロット都市と香港・マカオ及び ASEAN10 カ国との間で、一部企業による人民元建て貿易決済が解禁。その後、2012 年には、一部特定資本項目取引を除き全ての人民元クロスボーダー決済取引が可能となりました。

華南地域では、2015 年 4 月、香港・マカオとの協力深化、サービス貿易の更なる開放や金融面の協力を推進することを目標として「広東自由貿易試験区」が設立。その後、人民銀行広州支店は相次いで (広東) 自由貿易試験区におけるクロスボーダー人民元取引を促進する政策を公布しました。例えば、一般地域より人民元クロスボーダープーリングの導入要件を緩和することや、区内企業は個社の投融資と関係なく香港とマカオの銀行金融機関から人民元外債を借入可能なこと、区内金融機構と企業が域外での人民元債発行で調達した資金を域内に還流可能なことなど、金融分野での開放が他地域比先行しています。

(4) オフショア人民元市場の成立と拡大

2009 年以降中国・香港間貿易で人民元利用が進展した際、中国から香港への人民元支払が先行して香港に滞留した人民元をもとに、香港にオフショア人民元市場 (CNH) が成立しました。中国政府は中国本土で流通するオンショア人民元市場 (CNY) との二重相場を維持する事により、オフショア人民元市場 (CNH) における資本取引の自由化、金融商品の多様化を進めつつ、中国国内市場の開放と金融改革を段階的に進めてきました。

現在ではオフショア人民元市場は世界中に広がり、既に 100 カ国以上で人民元決済が導入されています。2016 年 1 月～10 月までのクロスボーダー人民元決済額が 3 兆 8,638 億元に達するなか、香港はその 72.5%を占め、さらに、オフショア人民元預金でも香港は圧倒的なトップであるなど、世界最大のオフショア人民元センターとしての地位を確立させました。

¹ 自由化されたサービス業務については、サービス貿易の 4 つのモデル (下記) のうち、現地法人・支店などの「業務上の拠点設立を通じたサービス提供」(第 3 モード: 商業拠点) に関してはネガティブリストにて管理。一方、越境取引 (第 1 モード)、域外消費 (第 2 モード)、人の移動 (第 4 モード)、および電信・文化サービス分野については、ポジティブリストで管理される。

①越境取引: 一方の域内よりもう一方の域内にサービスを提供する場合

②域外消費: 一方の域内でもう一方の域内のサービス消費者にサービスを提供する場合

③商業拠点: 一方のサービス提供者がもう一方の域内に所在する商業拠点 (支店、現地法人など) を設置し、サービスを提供する場合

④人の移動: 一方のサービス提供者がもう一方の域内で自然人としてサービスを提供する場合

2. 香港に求められるもの

中国における数々の規制が緩和されると同時に経済も発展してきたことで、香港を取り巻く環境は時勢に応じて変化をしており、求められるものも変化しています。その中で、香港が強みとするのはビジネスハブ(香港政府の表現を借りれば「スーパーコネクター(仲介者)」)としての機能です。対中国に向けてのゲートウェイとしてCEPAやFTA²などの活用によるビジネス展開や、国際的な資金調達プラットフォーム、低廉な税制、専門サービス・優秀な人材の豊富さなど、整った環境の優位性を生かしていく必要があります。

今後考えられる問題は、中国経済の発展に伴う人件費高騰などの問題に備え、中国以外の国・地域に拠点を移す動き(チャイナ・プラスワン)やM&Aに対する対策です。拠点が東南アジアを含めて広域に展開するようになれば、それだけ管理すべきリスク(為替や税務など)や実務は増加します。香港は企業全体としてのリスク軽減や効率化に寄与する統括機能の提供が期待されています。

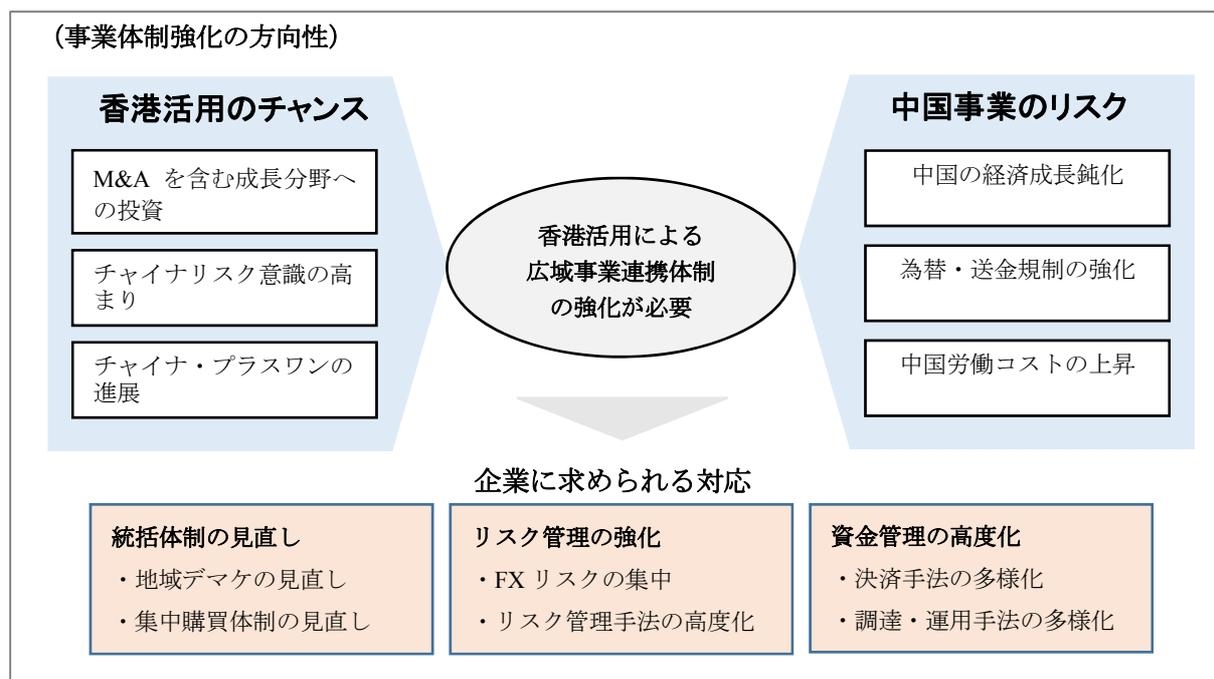
これに加え、2016年6月に可決された財務統括会社向け優遇税制も活用したいポイントといえます。適格財務統括会社に該当した場合、該当する利益への企業所得税率は通常の50%に低減(通常16.5%⇒低減後8.25%)されます。この優遇税制導入により、香港における財務統括機能の強化を図る企業グループの増加が期待されています。

3. まとめ

これまでも香港を取り巻く環境は変化を続けてきましたが、足元では中国経済の成長鈍化をはじめとして、香港は新たな課題に直面しています。

日系企業にとって環境変化はリスクだけではなく、チャンスでもあります。その環境下で香港の機能や優位性をどう生かすのか。今後新たに直面する課題にも香港の機能を活用して対処できる可能性があり、リスク認識の高まりは香港の機能をより深く活用する好機ともいえます。またグローバル企業のアジア広域での事業展開が進展する状況下、地域統括機能の強化はさらに重要性を増しており、広域事業連携体制の強化に香港の機能を活用する機会は増加しています。

² 自由貿易協定。2国間又は地域間(多国間)で交わした協定により、関税や非関税障壁を相互に撤廃し、自由貿易を行うための取り決め



(本稿は香港の隔週誌「香港ポスト」2017年2月24日号掲載分を一部修正したレポートです)

(執筆者連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：tatsuya_shiratori@hk.mufg.jp

TEL：852-2249-3027

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、華南のお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。

**税務会計:2018 年から施行される「中華人民共和国環境保護税法」について**

KPMG 中国
華中地区日系企業サービス
税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)

背景

中国全国人民代表大会常務委員会は、2016 年 12 月 25 日付けで「中華人民共和国環境保護税法」(以下「環境保護税法」)を導入する法案を正式に可決した。同法は 6 年にわたり環境対策の研究と検証が行なわれた結果として、過去 30 年間実施されてきた汚染物質排出費徴収制度に代り、中国 5 番目の租税法として 2018 年 1 月 1 日より施行されることになる。

主要な内容**1 納税義務者**

環境保護税の納税義務者とは、中華人民共和国国内及び管轄する海域において、環境に直接的に汚染物質を排出する企業、事業体及びその他の生産者である。

ただし、企業、事業体及びその他の生産者が合法的に設立した污水处理場、生活ごみ処理場において、課税対象の汚染物質を排出し、若しくは国又は地方基準に合致した施設または処理場で、固体廃棄物を保存又は処分する場合、環境に直接的に課税対象の汚染物質を排出したことには該当しないため、環境保護税は課せられない。

2 課税対象の汚染物質

課税対象の汚染物質は「環境保護税税目・税額表」及び「課税対象汚染物質・汚染当量数表」に定められた大気汚染物質、水質汚染物質、固体廃棄物及び工業騒音である。

3 税目・税額

「環境保護税税目・税額表」は 4 種類の課税対象汚染物質(大気汚染物質、水質汚染物質、固体廃棄物、工業騒音)の税額を確定した。

省、自治区及び直轄市政府は、当該地区の環境負荷許容能力、汚染物質排出状況、ならびに社会経済生態発展目標に対する要求などを総合的に斟酌し、下記「環境保護税税目・税額表」に基づいて、大気汚染物質、水質汚染物質の適用税額を決定、又は調整する。さらに、同級の全人代常務委員会に報告し、最終決定を要請した上、全国人代常務委員会ならびに国務院に届出る。

税目		税金計算 単位	税額
大気汚染物質		1 汚染当量当たり	1.2 ~12 人民元
水質汚染物質		1 汚染当量当たり	1.4 ~14 人民元
固体 廃棄物	頁岩	トン	5 人民元
	脈石	トン	15 人民元
	危険廃棄物	トン	1,000 人民元
	スラグ、フライアッシュ、燃え殻、その他の 固体廃棄物 (半固体、液体の廃棄物を含む)	トン	25 人民元
騒 音	工業騒音 ¹	超過基準値 1-3 デシベル	350 人民元/月
		超過基準値 4-6 デシベル	700 人民元/月
		超過基準値 7-9 デシベル	1,400 人民元/月
		超過基準値 10-12 デシベル	2,800 人民元/月
		超過基準値 13-15 デシベル	5,600 人民元/月
		超過基準値 16 デシベル以上	11,200 人民元/月

1 企業・事業体の境界線上で騒音基準値を超過する場所が複数ある場合、騒音レベルの最も高い場所の値で納税額を計算する。境界線に沿って 100 メートルを超えて騒音基準値を超過する場所が 2 か所以上ある場合、2 つの企業・事業体と見なして納税額を個別に計算する。企業・事業体に複数の作業場所がある場合、作業場所ごとに納税額を計算して一括徴収しなければならない。環境騒音が昼間・夜間で基準値を超過する場合、昼間と夜間の納税額をそれぞれ計算し、両者の累計額を徴収しなければならない。発生源の 1 か月内に騒音基準値を超過した日数が 15 日を上回らない場合、納税額を半減して計算する。夜間での突発的な基準値を超過する騒音が頻繁に又は偶然的にある場合、同等騒音レベルとピーク騒音レベルのどちらか高いデシベルによって納税額を計算する。

4 税額算定基準及び算定方法

環境保護税の算定基準及び算定方法は、現行の汚染物質排出費徴収制度を踏襲する。

課税対象の汚染物質に対する税額計算は、下記の方法によってそれぞれ確定する。課税対象となる大気汚染物質は、汚染物質排出量を基に換算した汚染当量数に従い確定する。次に、課税対象となる水質汚染物質は、汚染物質排出量を基に換算した汚染当量数に従い確定する。更に課税対象となる固体廃棄物は、固体廃棄物の排出量に従い確定する。同じく工業騒音は国の規定する基準値を超過したデシベル値に従い確定する。

環境保護税の算定方法は従量制である。このため、課税対象の大気汚染物質及び水質汚染物質に対する納税額は、汚染当量数に適用税率を乗じた額である。また、課税対象の固体廃棄物に対する納税額は、固体廃棄物の排出量に適用税額を乗じた額である。同じく工業騒音に対する納税額は、国が規定するデシベル値を超過した数値を基に従い決定する。

5 税優遇措置

「環境保護税法」は、徴収を暫定的に免除若しくは軽減税率を適用する場合を定めている。納税者が同法に従って課税対象の排出大気汚染物質および水質汚染物質濃度に対し、国又は地方の汚染物質排出基準値より30%下回った場合には75%の軽減が適用される。また、納税者が課税対象の排出大気汚染物質および水質汚染物質濃度が国又は地方の汚染物質排出基準値の50%以下の場合には50%の軽減が適用される。

6 税収管理

環境保護税の納税義務の発生日は、納税者が課税対象となる汚染物質を排出した当日である。納税者は、環境保護税を毎月計算して四半期ごとに管轄税務機関に環境保護税の申告・納税を行わなければならない。環境保護部門は、汚染物質を監視・測定・管理する役割を担い、税金情報共有プラットフォームによって税務機関の徴収管理に協力する。

KPMGの所見

「環境保護税法」の公布は、従来の汚染物質に対する排出費徴収制度から環境保護税徴収制度に変更された。これは「費用制度から税制へ同等レベルを維持して移行」のルールに従うことをあらかず。ただし、同法は汚染物質排出費徴収制度の徴収目的、徴収範囲、算定方法を基本的に引き継いだ。汚染物質排出費徴収制度に比べ、環境保護税徴収制度は法律として一段と厳格化された。また政府機関の徴収管理担当部門も、環境保護部門から税務機関へと変更された。納税義務者は、タックス・コンプライアンスを見直し、同法に従って汚染物質排出に係わる税務コストの変動を合理的に予測する必要がある。

総じていえば、「環境保護税法」は徴税方式によって環境保護を強化した重要な法律である。今後、各地方政府はさらにプロセス管理を厳格にして、環境保護税の適用税額を明確にした上、税収管理を強化するだろう。このため、納税義務者の税負担が増加するか、又は減少するかは各地方政府が定める適用税額及び納税義務者自身の状況に委ねられてくる。「環境保護税法」の正式公布は中国の「グリーン（環境保護を重視する）租税システム」の構築及び完備を目的としていることから、政府によって管理される汚染物質の種類が増え、企業の環境汚染行為に対して、経済コストの増加効果を狙う重要な対策になる。

(監修者連絡先)

KPMG中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐 潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路1266号 恒隆広場50F

Tel : +86-21-2212-3678

E-mail : jie.xu@kpmg.com



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京經濟技術開發区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階 北京市北京經濟技術開發区榮華中路10号 亦城國際中心1号樓16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大廈21階 天津市天津經濟技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連經濟技術開發区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階 大連市大連經濟技術開發区金馬路138号 古耕國際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所 上海自貿試驗区出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯垂大廈20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階 上海市中国(上海)自由貿易試驗区馬吉路88号 10号楼3・4階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333 86-21-6830-3088
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号 嘉里建設廣場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
廣州支店 廣州南沙出張所	廣州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融廣場24階 廣州市南沙区港前大道南162号 廣州南沙香港中華總商會大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環廣場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園蘇州大道東289号 廣融大廈15、16階 江蘇省常熟市常熟高新技術產業開發区東南大道333号 科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12单元	86-591-3810-3777

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 貿易投資相談部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。